

熊谷市自治基本条例審議会条例

平成 1 9 年 9 月 2 8 日

条例第 3 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、熊谷市自治基本条例(平成 1 9 年条例第 3 0 号)

第 2 3 条第 2 項の規定に基づき、熊谷市自治基本条例審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、熊谷市自治基本条例の推進について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申するとともに、必要に応じ建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募による市民

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。